

4. 申込用紙の配布及び申し込みの窓口

● 県庁又は各総合支庁で申込用紙の配布及び申し込みの受付をします。

受 付	住 所	電 話
(1) 県 庁(県土整備部建築住宅課)	〒990-8570 山形市松波2-8-1	☎023-630-2641
(2) 村山総合支庁(建設部建築課)	〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	☎023-621-8287
(3) 最上総合支庁(建設部建築課)	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	☎0233-29-1420
(4) 置賜総合支庁(建設部建築課)	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	☎0238-26-6090
(5) 庄内総合支庁(建設部建築課)	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1	☎0235-66-5642

※13 県ホームページ「山形の家づくり利子補給」でも、各種書類をダウンロードできます。

● 各種書類は郵送でも受け付けます。

山形の家づくり 利子補給 申込書	送付先	県庁県土整備部建築住宅課の「利子補給担当」あて
---------------------	-----	-------------------------

山形の家づくり 利子補給 外壁工事前報告書	送付先	建設地を管轄する総合支庁建築課の「利子補給担当」あて
--------------------------	-----	----------------------------

5. 注意事項

(1) この利子補給は、当該住宅の建設につき次の補助を受ける場合でも対象になります。

- ① 住宅版エコポイント
- ② 長期優良住宅普及促進事業(木のいえ整備促進事業) (お問い合わせ先: 国土交通省住宅局木造住宅振興室)
- ③ 県の行う環境共生モデル住宅普及促進事業(お問い合わせ先: 県地球温暖化対策課 TEL:023-630-2336)
- ④ 県の行う県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業(お問い合わせ先: 県森林課 TEL:023-630-2526)

(2) この利子補給は、利子補給対象者に直接支払う方式ではありません。

(住宅ローンの利子を低減した金融機関に支払われます。)

● 利子補給制度の取扱金融機関

(株)山形銀行、(株)荘内銀行、(株)きらやか銀行、山形信用金庫、新庄信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、東北労働金庫山形県本部、山形中央信用組合、山形第一信用組合、北郡信用組合、県内各農業協同組合

※14 金利、返済方法、担保、保証人、保証料等は、融資の取扱金融機関の基準によります。詳しくは金融機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

< 県産認証材については >

やまがた県産木材利用センター

〒990-2473 山形市松栄1-5-41 木材産業協同組合内

TEL:023-666-4800 FAX:023-646-8699 E-Mail:riyou-s@yamagata-e-ie.jp

営業時間:AM9:00~PM5:00(土・日・祝日は除く。)

< 山形の家づくり利子補給については >

山形県 県土整備部 建築住宅課 住宅宅地担当

〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL:023-630-2641・2154(直通) FAX:023-630-2639

【ホームページ】山形県HP ⇒ くらし ⇒ すまい ⇒ 「平成23年度山形の家づくり利子補給の募集について」

平成23年度

山形の家づくり 利子補給

住宅の
新築・購入を
お考えの方へ

地元の木で住宅を
新築したい方へ

省エネや
地球温暖化対策を
考えている方へ

利子補給とは…

山形県では、住宅ローンの利子の一部を県が負担することで、耐久性・耐震性のある、県産木材を使用した省エネルギー住宅の建設を応援しています。

住宅ローンの返済当初の3年、5年または10年の間、本来の金利より1.0%あるいは0.5%低い金利で、ローンの契約をすることができます。

例) 金利2.5%、35年返済、5年固定金利で2,500万円のローンの場合は、当初5年間は利子の1.0%を県が負担します。
→ 当初5年間は金利1.5%のローン契約となり、**5年間で金利負担が約118万円少なくなります。**

利子補給の内容

(1) 対象住宅ローン…… 住宅の建設工事費(土地購入費を除く。)を対象とする、融資額**2,500万円**以内で返済期間が**35年以内**の、固定金利が3年・5年・10年の住宅ローンまたはフラット35(S)

(2) 利子補給の方法…… 一定の期間、金融機関の設定した年利率から利子補給率が差し引かれます。その期間と率は次のとおりです。

住宅ローンの種類	利子補給期間	利子補給率
3年固定金利のローン	3年	1.0%
5年固定金利のローン	5年	1.0%
10年固定金利のローン	10年	0.5%
フラット35(S)	5年	1.0%



県産木材使用住宅は
県産認証材の
使用が条件です

(3) 募集期間…… 平成**23年4月11日** ~ 平成**24年1月31日**
ただし、申込数が募集戸数に達した場合はその時点で終了し、達しない場合はこの期間を延長する場合があります。

(4) 募集戸数…… **500戸**

(5) 受付方法…… 原則**先着順**

※1 借入が2,500万円を超える場合は、利子補給の対象となるローン(2,500万円以内)と利子補給の対象とならないローンの2つのローン契約を締結することが必要です。

※2 固定金利が3年・5年・10年以外のローン(フラット35(S)を除く。)や返済期間が35年を超えるローンは対象とはなりません。(対象とならないローンの例: 変動金利のローン、1年固定金利のローン、返済期間50年のローン等)

問い合わせ先 山形県 県土整備部 建築住宅課 ☎023-630-2641・2154(直通)

1. 利子補給の申込みができる方 (次の要件の全てに該当する必要があります。)

- (1) 県内に自ら居住するための住宅を新築または建替する方または新築の分譲住宅を購入する方 (利子補給の申込みは、1住宅につき1人、1ローン契約に限ります。)
- (2) 返済が確実にできる方 (融資は各取扱金融機関の基準により決定されます。)
- (3) 期限内に住宅ローンの契約ができる方 **期限：平成24年3月31日**

2. 利子補給の対象となる住宅

次の基準の全てに適合する必要があります。

(1) 耐久性基準 《住宅の仕様について基準があります。【詳細は申込書をご覧ください。】》

- 構造材の強化(すみ柱は12cm角とします。)
 - 基礎の強化(基礎の高さは40cm以上とします。)
 - 小屋裏換気措置
 - 床下換気措置
 - 換気設備の設置
 - 防腐・防蟻措置
- ※3 長期優良住宅として認定された場合は、本基準に適合しているとみなします。

(2) 県産木材の使用

使用する県産木材(やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等で認証された木材(合板を含む。))の材積を、構造材の材積の**70%以上**とすること。

ただし、構造材の材積は、住宅の延べ面積1㎡につき0.1㎡として算出します。

$$\left[\text{県産木材の必要量(㎡)} = \text{住宅の延べ面積(㎡)} \times 0.1 \times 0.7 \right]$$

(小数第2位以下切捨て)

※4 「やまがたの木」認証制度についてのお問い合わせ先：やまがた県産木材利用センター TEL:023-666-4800

(3) 一定の省エネルギー基準

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の平成4年告示の「**新省エネルギー基準**」以上とすること

- 住宅躯体の断熱措置(断熱材の種類・厚さ)
- 開口部の断熱措置(サッシ・ガラス)等

(4) 高効率給湯器等の設置

下記の機器で、資源エネルギー庁の高効率給湯器導入支援事業の対象となる機種等(申込書第6面参照)

- ①エコキュート(電力)
- ②エコウィル(都市ガス・LPガス)
- ③エコジョーズ(都市ガス・LPガス)
- ④エコフィール(石油)
- ⑤エネファーム(都市ガス・LPガス・灯油)
- ⑥ペレットストーブ
- ⑦薪ストーブ

分譲住宅の場合

販売者が申し込むこととなります。申込書や手続きが若干異なりますので、詳しくは県庁建築住宅課にお問い合わせください。

3. 手続きの流れ

1 準備

新築する住宅が利子補給の基準に適合するかどうか、資金の計画や住宅設計などで検討します。

2 申込み

《いつまで》 外壁工事を開始する **40日前まで**に 《提出先》 県庁(建築住宅課) または総合支庁(建築課)

《提出書類》 山形の家づくり利子補給 申込書(基準適合誓約書)(様式第1号)

※5 申込みが認定されれば「山形の家づくり利子補給 認定書」(様式第2号)が送付されます。

3 外壁工事前報告

《いつまで》 外壁工事を開始する **10日前まで**に 《提出先》 建設地を所轄する 総合支庁(建築課)

※6 外壁工事とは外壁の下地や内装等で構造材が隠れてしまう工事を含みます。

《提出書類》 ① 山形の家づくり利子補給 外壁工事前報告書(様式第5号)
② 「やまがたの木」認証制度の販売管理票
③ 県産木材の使用量を確認できる書類
例: 木工事の「内訳積算書」、木材の「納品内訳書」等

※7 報告書受付から10日以内に県の職員が基準に適合していることを現場で確認します。

※8 適合すれば「山形の家づくり利子補給 基準適合確認書」(様式第6号)が県から送付されます。

4 住宅ローン契約と利子補給金の交付申請 (ローン契約時に提出します。)

《いつまで》 **平成24年3月31日**まで 《提出先》 取扱金融機関

※9 やむを得ずローン契約を上記の期限まで結べない場合は、平成24年4月30日まで期限を延長することができます。県庁建築住宅課にご相談ください。

《提出書類》 ① 山形の家づくり利子補給金 交付申請書(様式第10号)
② 山形の家づくり利子補給 基準適合確認書(県より郵送されたもの)(※10)

※10 「山形の家づくり利子補給 基準適合確認前契約誓約書」(様式第8号)を提出した場合は、県発行の基準適合確認書を受け取る前にローン契約及び交付申請をすることができます。詳しくは県庁建築住宅課にお問い合わせください。

※11 後日、交付決定について県から通知があります。

※12 手続きの流れ④と⑤は順序が前後する場合があります。

5 住宅完成

《いつまで》 住宅完成 または 引渡し後 **14日以内** 《提出先》 県庁(建築住宅課) または総合支庁(建築課)

《提出書類》 山形の家づくり利子補給 住宅完成後報告書(様式第7号)

⚠️ ※これらの報告書を提出しない場合、基準に適合することが確認できないため、利子補給金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。